

大津町くらし重点支援商品券事業取扱店募集要項

1 事業趣旨

大津町において食料品等の物価高騰等による家計への負担増及び経済への影響を踏まえ、町民及び町内事業者へ支援を行うことを目的とする。

2 大津町くらし重点支援商品券事業の概要及び取扱い

- (1) 名 称 大津町くらし重点支援商品券
- (2) 発 行 者 大津町
- (3) 発 行 額 36,600万円
- (4) 発 行 数 366,000枚
- (5) 発行額面 1,000円（つり銭なし）
- (6) 使用期間 令和8年3月20日～令和8年6月30日
- (7) 対象者 ①令和8年1月1日に当町住民基本台帳に登録されている者
②令和8年1月2日～3月31日までに出生し、初めて登録された住所が大津町である新生児（4月13日までに出生届が提出された新生児であること）
(1人当たり 1000円券 10枚配布 10,000円分)
- (8) 配布開始 令和8年3月1日以降
- (9) 換金期間 別途通知する。
- (10) 換金場所 別途通知する。

3 店舗登録の申請について

大津町くらし重点支援商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱う事を希望する店舗は「大津町くらし重点支援商品券取扱店申請書」及び「不利益取扱同意書」を大津町商工会に提出する。なお、提出の方法は、郵送及び持参によるものとし、FAX又は電子メールでの提出は不可とする。

4 店舗登録の申請期限

「大津町くらし重点支援商品券取扱店申請書（別記様式第1号）」及び「不利益取扱同意書」の申請期限は、令和8年2月6日（金）午後5時までとする。ただし、店舗登録の申請期限を過ぎた場合でも店舗登録することはできるが、商品券の利用可能店一覧表に掲載されない場合がある。

5 登録店舗の認定

登録店舗の認定については、本会の取扱い店舗一覧表への登録及び認定通知、取扱店証明書及び周知用ポスターの配布をもって代える。

6 取扱店の責務

- ・商品券を使用可能な取引において、商品券の受領を拒んではならない。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

7 商品券取扱い厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用可能。

- ・商品券と現金の交換は禁止。
- ・商品券額面以下の利用の場合でも、お釣りは渡さない。
- ・不足額分が生じた場合は現金などで受け取る。
- ・使用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- ・商品券の盗難・紛失・滅失、偽造や模造等に対し、発行者は責任を負わない。
- ・未登録店舗で商品券が使用された場合、その換金措置には応じない。
- ・商品券の店舗間での交換は出来ない。

8 商品券の利用対象とならないもの

- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気代などの公共料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペードカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3項に規定する製造タバコの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある営業（ゲームセンター、パチンコ店など）及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払（当該営業許可を得る必要があるにも関わらず、営業許可を取得していない店舗も同様とする。）
- ・特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買

9 参加資格

大津町内に事業所または店舗等を有する事業者（以下「店舗」という）とし、町内の店舗に限り商品券利用が可能である者。

但し、次の事業者は除く。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う者
- ②特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行う者
- ③「8 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う者
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者

10 換金手数料

無料とする。

11 申込・問合せ先

大津町商工会

〒869-1233 菊池郡大津町大津 1232-2 TEL 096-293-3421 FAX 096-293-3429